食生活改善推進員養成教室生を募集します

栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室を開催します。 食を通じた健康づくりについて一緒に考えて学んでみませんか?

養成教室は託児室も設けますので、お子さん連れでお気軽に受講できます。

なお、託児数に限りがありますので、申し込み多数の場合は相談させていただきます。 受講生が 詳しくは、健康増進課までお尋ねください。 養成教室で

▶ 開催日 6月~令和6年3月(第3水曜日) 開講式:6月21日(水) (8月は第4水曜日、3月は第3火曜日の予定)

間 10時~14時 ▶場 所 役場保健センター 2階

▶対象者 町内在住者 12人

▶受 講 料 無料

▶ 申込期限 5月15日(月)

※教室終了後は須恵町食生活改善推進員として活動します。現在約120人の推進員(ヘルスメイ ト)の皆さんが活動されています。

須恵町食生活改善推進員とは、生活習慣病予防、高齢者の低栄養予防、子どもの食育など、食を通じた健康 づくりの活動をしているボランティア組織です。



メディカルハーブ料理



12月教室 ツリーパン

問 健康増進課 健康対策係 ☎ 687-1530(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線167)

須恵町自然食普及センタ*ー*/

ちゅらすからのお知らせ

須恵町自然食普及センターなちゅらすでは、無添加・オーガニック商品を中心にカラダにやさしい商品を取り扱っています。

今月のなちゅらすかすすめ商品

リブレフラワー

玄米を焙煎し微粉末状にした商品で、ビタミン、デブラン ミネラル、食物繊維など豊富な玄米の栄養素が含 まれています。料理や、お菓子作りなどに幅広く利 用することができ、また焙煎してあるので、そのま ま飲んだり食べたりすることもできる商品です。



かぼちゃフレーク

作った料理を

一部ご紹介

します

かぼちゃの栄養、おいしさを損なわ ずそのままフレークになっているので、 甘みが強くほくほくとした味わいが楽 しめます。裏ごしが簡単にできるので、 離乳食作りにも便利な商品です。



0

•

NACHURAS_SUE

Instagramで

お得な情報などを

配信中です。

0

今月のおすすめ料理 🖤

タ「カンぼちゃかりんとう

材料

● リブレフラワーホワイト(玄米粉) ······· 100g ● きび砂糖 ······ 20g かぼちゃフレーク …………………… 15g ●水 ······· 90g



紫芋、お茶のかりんとうの レシピは「なちゅらす」に 置いています。





- 1 ボウルにリブレフラワー、かぼちゃフレー ク、きび砂糖を入れ混ぜ合わせる。
- 2 1に水を入れよくこね、30分以上ねかせる。
- 3 麺棒で長さ5cm×厚さ2mmにのばして、 幅5mm程度に切って160℃の油でゆっく り揚げる。

自然食普及センターなちゅうす

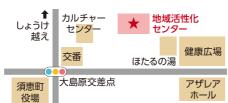
須恵町大字上須恵1167-3

地域活性化センター(オイコス)内 ☎ 933-1709

営業日 月曜日~土曜日

営業時間 9時~16時30分

定休日 日曜日、祝日、お盆、年末年始

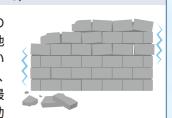


毎週木曜日に 「自家製酵母パン すますまいろしさんの パンの販売を始めました

ブロック塀などの撤去費を 補助します

- 問 都市整備課 事業係
- ☎ 932-1450(ダイヤルイン)
- ☎ 932-1151(内線223)

通学路や災害時の避難路の 安全と通行を確保するため、地 震による倒壊の危険性が高い ブロック塀などを撤去する際、 補助要件を満たしていれば、最 大16万円を補助します。補助 を受けるには、事前の相談が必要です。



- ▶ 補助要件 日本建築学会作成の診断カルテで診断し た結果、総合評点が40点未満で危険と判断されるブ ロック塀などの全部または一部撤去にかかる経費
- ▶ 補助対象となるブロック塀など 通学路のほか、災害 時の安全や通行を確保する必要がある道路に面する、 高さが1m以上のブロック塀など
- ▶対象者 ブロック塀などの所有者または管理者
- ▶ 補助額 補助対象となる工事費(撤去に要する経費) の3分の2または16万円のどちらか低い額とします。
- ※倒壊の危険性がない場合や門柱、門扉、フェンス、ブ ロックなどの土留め部分、再建築に係る工事経費は対 象外です。
- ※ブロック塀等撤去費補助事業は、令和6年3月まで行い



役場からの インフォメーション

令和5年 国民生活基礎調查 **尾施のお知らせ**

問 まちづくり課 まちづくり係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線342・344)

厚生労働省が、6月1日を基準日として国民生 活基礎調査を実施します。

この調査は、保健・医療・福祉・年金・所得など 国民生活の基礎的な事項に関する調査であり、 国および地方公共団体の行政施策立案に向けた 重要な資料となります。

4月から5月にかけて、調査員が対象地域にお 伺いしますので、調査へのご理解とご協力をお 願いいたします。

【対象地域】昭穂区・山の神区の一部

ご不明な点がありましたら、下記までご連絡 ください。

間 福岡県粕屋保健福祉事務所

2 939-1529



統計の登録調査員になりませんか?

団・問 まちづくり課 まちづくり係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線342・344)

須恵町では、各種統計調査にご協力いただける登録調 査員を募集しています。

統計調査といえば、国勢調査がよく知られていますが、 その他にも毎年何らかの統計調査が実施されています。 各種統計は、社会の姿を正確に表し、暮らしをよくする ための重要な基礎データとして利用されています。

| 登録調査員とは? |

各種統計調査に従事する調査員の候補者として、あら かじめ町に登録している人です。登録調査員は、統計調 **査の実施ごとに、国や県から任命される非常勤の公務員** です。

調査員のしごと

調査ごとに違いがありますが、主な内容は次のとおり です。

- 調査員説明会への出席
- ●担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ●調査票の配布と記入依頼(記入の仕方の説明)
- 記入された調査票の回収
- 集めた調査票の検査・整理
- ●調査票など調査関係書類の提出

調査員の報酬

調査完了後に支払われます。報酬額は、調査の内容 や受け持ち件数などによって異なります。

登録調査員の資格要件

次のすべての要件に該当する人です。

- **○責任をもって調査事務を遂行できる人**
- 2 秘密の保護を順守できる人
- 3 税務、警察および選挙に直接関係のない人
- 4 暴力団員でない人および暴力団員もしくは暴力団と 密接な関係を有していない人
- ⑤ 須恵町に住所を有する20歳~69歳の人

登録調査員登録申請書に記入、押印のうえ、身分証 明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)と一緒に まちづくり課へ提出してください。(登録調査員登録申 請書は、まちづくり課備え付けの他、

須恵町ホームページよりダウンロード できます。)

ダウンロードはこちら⇒

ぜひ、あなたの力を統計調査にお貸しください!



